

子育て短期支援事業基準額表

		短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業) (日額)	
世帯	年齢区分	町負担金	保護者負担金
生活保護世帯	1歳未満児	22,000	0
	1歳以上2歳未満児・慢性疾患児	10,700	0
	2歳以上児	5,500	0
	緊急一時保護の母親	1,500	0
市町村民税非課税世帯	1歳未満児	20,900	1,100
	1歳以上2歳未満児・慢性疾患児	9,600	1,100
	2歳以上児	4,500	1,000
	緊急一時保護の母親	1,200	300
一般世帯	1歳未満児	16,650	5,350
	1歳以上2歳未満児・慢性疾患児	5,350	5,350
	2歳以上児	2,750	2,750
	緊急一時保護の母親	750	750

備考

- 1 この表の「生活保護世帯」には、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 2 この表の「市町村民税非課税世帯」には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる場合を除く。
- 3 上記階層にかかわらず、利用者は保護者負担金と別に食事代として、利用施設において定める料金を負担する。